

## 中国税務速報

2014年11月20日

### ●1 OECD 項目第 7 項、第 10 項行動計画草案の公布について

2014年10月31日付けで、OECD は税源侵食と利益の移転（BEPS）項目の一部分として、BEPS 項目第 7 項行動計画「恒久的施設の構成を人為的に回避することを防止することに関する」討議草案を公布しました。

当該草案では、恒久的施設の認定を人為的に回避すること防止するために、代理人 PE、特定活動に従事する場合の PE 除外、建築 PE 及び保険 PE の認定条件の見直し等について一般公衆に対して意見を募集しています。

当該討議意見の募集期限は 2015 年 1 月 9 日までです。

2014年11月3日付けで、OECD はさらに BEPS 項目第十項行動計画、「移転価格指南」の第七章における低付加価値集団内サービスに関する修正意見（公開討議草案）を公布しました。

当該草案では、多額な管理費及び本社経費等による税源侵食を減少させるため、グループ内において統一な費用配分基準に基づき、関連コストをサービスを受用した会社に配分し、かつ当該コストに利益を少し加えることなどを主張し、意見を募集しています。

当該討議意見の募集期限は 2015 年 1 月 14 日までです。

<http://www.oecd.org/ctp/treaties/discussion-draft-action-7-prevent-artificial-avoidance-pe-status.htm>  
<http://www.oecd.org/tax/transfer-pricing/discussion-draft-action-10-low-value-adding-intra-group-services.htm>

### ●2 国家発展改革委が「外商投資産業指導目録」改訂原稿に対し意見募集の実施

国家発展改革委は党の十八届三中全会精神を貫徹し、対外開放をさらに拡大するため、商務部等の部門と「外商投資産業指導目録（2011 年改訂）」（以下「目録」と略称する）に対して修正を行い、「目録」改訂原稿を作成し、2014 年 11 月 4 日から 12 月 3 日の間公衆に対して意見を募集します。

今回の「目録」改訂は、経済のグローバル化の情勢に適応しています。積極的、主動的な開放の拡大、外資管理方式の転換、経済構造の調整・優良化、透明度の更なる増加を原則とし、制限類条目の大幅な縮減、外資持分比率制限の開放、製造業とサービス業の対外開放の推進に対して有益となります。さらに、国外と国内要素の順調かつ自由な流動、開放による改革の促進、国際経済協力競争への参与と統率体制の育成にも有益となります。

[http://www.ndrc.gov.cn/xwzx/xwfb/201411/t20141104\\_647350.html](http://www.ndrc.gov.cn/xwzx/xwfb/201411/t20141104_647350.html)

### ●3 証券取引印紙税完納証憑に関する問題の公告（国家税務総局公告 2014 年第 60 号）

証券市場革新業務による証券取引印紙税の徴収管理と租税証券管理問題を妥当に解決し、納税者が便宜的に租税関連事項を取り扱い、かつ税金納付状況につき知る権利と税金証憑の取得権を保障するため、「租税証券管理弁法」（国家税務総局令第 28 号）の規定に基づき、証券取引印紙税租税証憑に関する問題を公布しました。

証券取引場所と証券登記決算機構で控除納付される証券取引印紙税につき、証券企業により集中取引に参加する投資者に発行される「成約名義書換受渡証明書」（以下「証明書」と略称する）と、証券登記決算機構或いは証券会社により非集中取引換受渡登記を取り扱った投資者に発行された

「換受渡確認書」（以下は「確認書」と略称する）の中において、税額計算、税率、税金の金額を明記しなければならず、証明書と確認書に会社の関連業務の印鑑を捺印しなければなりません。税金納付情報を既に記入した証明書と確認書は納税者の税金納付の証明として見なされます。

納税者が正式な租税納付証憑を再度要求する場合、証明書或いは確認書と税務登記証副本或いは納税者の身分証明資料を、証券取引場所と証券登記決算機構所在地の主管税務機関に見せることで、「税込納付証明」の発行を要求することができます。納税者が法律に基づき正式な租税納付証憑を取得することを保証するために、証券取引場所と証券登記決算機構は、控除された証券取引印紙税の納税者明細情報を直ちに主管税務機関に届出なければなりません。

本公告は2014年12月1日から施行され、それと同時に、「納税者に証券取引印紙税租税納付証憑を提供することに関する国家税務総局の批复」（国税函〔2008〕983号）は廃止されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1260978/content.html>

#### ●4 固定資産の加速減価償却に関わる企業所得税政策の完備に関する通知（財税〔2014〕75号）

国務院の固定資産加速償却の政策精神を貫徹するために、固定資産の加速減価償却に関わる企業所得税政策の完備に関する問題を通知します。

一、生物薬品製造業、専用設備製造業、鉄道、船舶、航空宇宙、その他の運送設備製造、コンピューター、通信及びその他の電子設備製造業、測定計器製造業、情報伝送、ソフトと情報技術サービス業などの六つの業界の企業に対して、2014年1月1日以降購入された固定資産償却年限を縮減し、或いは加速償却の方法を採用することができます。

上記の六つの業界の小型薄利企業に対して、2014年1月1日以降購入された研究開発及び生産経営に共用される測定計器、設備の単位価値が100万円を超えていない場合、一括で当期の原価費用に計上して課税所得額から控除することができ、年度ごとに償却額を計算する必要がありません。単位価値が100万円を超えた場合、償却年限を縮減し、或いは加速償却方法を採用することができます。

二、全ての業界企業に対して、2014年1月1日以降購入された研究開発に専用される計器、設備の単位価値が100万円を超えていない場合、一括で当期の原価費用に計上して課税所得額から控除することができ、年度ごとに償却を計算する費用がありません。単位価値が100万円を超えた場合、償却年限を縮減し、或いは加速償却方法を採用することができます。

三、全ての業界企業が保有する単位価値が5,000円を超えていない固定資産に対しては、一括で当期の原価費用に計上して課税所得額から控除することができ、年度ごとに償却を計算する必要がありません。

四、企業が本通知の第一条、第二条の規定により年限を縮減する場合、最低償却年限は企業所得税法实施条例の第六十条に規定された償却年限の60%を下回ってはいけません。加速償却方法を採用する場合、倍額定率法或いは級数法を採用することができます。本通知の第一、二、三条の規定以外の企業固定資産の加速償却所得税の処理問題は、企業所得税法及び实施条例と現行税收政策の規定により執行されます。

五、本通知は2014年1月1日から執行されます。

[http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201410/t20141024\\_1154297.html](http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201410/t20141024_1154297.html)

#### ●5 企業のコンテナの輸出に係る税還付（免除）に関する問題の公告（国家税務総局公告2014年第59号）

研究により、企業の新造コンテナの輸出に係る税還付（免除）の問題を明確させるために、以下の公告が発表されました。

- 一、企業が外商に輸出する新造コンテナが国内の指定ヤードに配送され、かつ輸出貨物通関申告書（輸出税還付専用）を取得し、かつ、新造コンテナがその他の税還付（免除）規定に合致する場合、現行規定により税還付（免除）を取り扱うことが批准されます。
- 二、2014年及び以降の年度の輸出は本公告が適用されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1151186/content.html>

**●6 「ファイナンスリース貨物輸出税還付管理弁法」の公布に関する公告(国家税務総局公告 2014 年第 56 号)**

「全国におけるファイナンスリース貨物輸出税還付政策試行に関する財政部税関総署国家税務総局の通知」（財税〔2014〕62号）に基づき、国家税務総局は「ファイナンスリース貨物輸出税還付管理弁法」を公布しました。

この公告により輸出税還付を受けることができる場合、ファイナンスリース貨物の範囲・条件および具体的な計算方法は財税〔2014〕第62号文書の規定に基づき施行されます。

当該弁法は2014年10月1日から施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1151118/content.html>

**●7 石炭の輸入税関税率を調整することに関する公告(税関総署公告 2014 年第 73 号)**

国务院の批准により、2014年10月15日から、無煙炭（税号：27011100）、粘結炭（税号：27011210）、粘結炭以外のその他煙炭（税号：27011290）、その他石炭（税号：27011900）、練炭などの燃料（税号：27012000）のゼロ輸入暫定税率が廃止され、それぞれ3%（無煙石炭）、3%（ガス石炭）、6%（ガス石炭以外のガス石炭）、5%（その他の石炭）、5%（石炭ボールなどの燃料）の最恵国税率が課されます。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab399/info721521.htm>